

◆ 就学時健康診断について（新小学校・義務教育学校1年生）

就学時健康診断は、学校保健安全法に基づく健康診断です。就学される前の年の10月から12月にかけて、10月1日現在の居住地を校区とする小学校等の健診会場において実施します。実施日は各健診会場により異なります。

就学時健康診断については、9月上旬以降、「大阪市就学時健康診断のお知らせ」が送られてきますので、指定の健診会場で受検してください。「大阪市就学時健康診断のお知らせ」の送付時期は各健診会場により異なります。

学校選択制等で、通学区域以外の小学校等を希望される場合でも、健康診断は指定の健診会場で受検し、受検後に渡される「就学時健康診断結果票および結果のお知らせ」を大切に保管し、就学が決定しましたら、就学先の小学校等へご提出ください。

問合せ先 教育委員会事務局指導部保健体育担当（6208-9141）

◆ 東住吉区内の市立小・中学校に入学しない方へのお願い

区外へ引越しが決まった場合や、国立・私立の学校等に入学が決定し、東住吉区の市立小・中学校に入学しない方は、速やかに区役所窓口サービス課までご連絡ください（**国立・私立の学校等に入学が決定した方は、その学校の入学許可書を提出してください**）。

抽選で補欠となった方が繰り上げ当選を待っています。

学級編制を円滑に行うためにも、ご協力をお願いします。

（参考：補欠の繰り上げ…小学校は令和9年2月5日（金）まで、中学校は2月12日（金）まで）

【担当】 東住吉区役所 窓口サービス課（住民情報） TEL06-4399-9963

◆ 就学指定校変更の基準について

就学指定校変更とは、学校選択制とは全く異なり、大阪市で定めた一定の基準に基づき、相当な理由のある場合（住宅建て替えに伴い一時的に通学区域外に転居する場合で現に在学する学校に通いたい場合・小学生の児童で保護者の就労等により就学指定校への通学が困難な場合・いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っており、転校することが望ましい場合など）で、希望する学校への登校および下校の安全に支障がないと認められる場合のみ、保護者の申請に基づいて、区長の許可により、指定された学校以外への就学を認める制度です。

就学通知書送付時に就学指定校変更の申請案内を同封いたしますので、就学指定校変更を希望される方は、就学通知書がお手元に届いてから、随時申請してください。

【担当】 東住吉区役所 窓口サービス課（住民情報） TEL06-4399-9963

◆ 学校配置の適正化について

大阪市では、平成22年の大阪市適正配置審議会の「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」に基づき、児童のより良い教育環境の整備を図るため、「大阪市立小学校・中学校 学校配置の適正化の推進のための指針」を策定し、学校配置の適正化に取り組んでいます。

詳しくは、大阪市ホームページ「大阪市立小学校・中学校 学校配置の適正化の推進のための指針」（<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000267190.html>）をご参照ください。

学校適正化

検索

